

長久手中央2号公園グレードアップ設計業務委託特記仕様書

1 目的

本業務は、長久手中央2号公園活用方針に基づき、リモテラスの拠点施設となる長久手中央2号公園のグレードアップ整備を行うための設計業務を行うとともに、同公園の更なる利活用方法について検討案を策定するものである。

2 工期

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

3 対象計画地

長久手中央2号公園（長久手市勝入塚地内）

4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 設計の検討

設計意図、利用、コスト、維持管理、バリアフリー等の面から、細部構造、形状寸法、材質、工法等を検討し、設計書作成のために必要な、図面、数量総括表及び数量計算書の作成を行う。

(2) 工事費算定資料の作成

工種毎の工事費算定資料作成のため、市販の物価資料、見積書、各種の事例等を参考にすること。ただし、工事費の上限は、110,000千円とする。

見積りを取得する場合は、前提となる条件を設定したうえ、原則として5者以上から取得し、一覧表（見積書発行会社連絡先も記載）を作成する。

(3) 長久手中央2号公園の将来的な活用イメージ提案資料の作成

長久手中央2号公園のグレードアップが完了した後も、日常的な施設管理運営が実施されるよう関係団体の育成、運営体制の検討を行い、将来的な活用イメージの提案資料の作成を行う。

5 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

(1) 実施設計図書（A4判）2部

※ 図面、金入・金抜設計書、数量計算書、見積書及び見積比較調書、構造計算書、その他必要な書類

(2) 鳥瞰図（A3判）1部

- (3) イメージスケッチ 2部
- (4) 協議記録（行政以外との協議を含む） 1式
- (5) 報告書（電子データ） 1式
- (6) その他 発注者が必要と認める資料 1式

6 法規等の順守

受託者は、本業務の施行にあたり下記の関係法規を順守しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 土地区画整理法
- (3) 建築基準法
- (4) 道路法
- (5) 道路交通法
- (6) 都市公園法
- (7) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- (8) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- (9) その他関係法令、構造基準及びガイドライン

7 その他

関係団体や行政関係者の意見を反映する際に不測の事態等が生じ、履行期間を延長した場合においても、原則、委託料の変更は行わないものとする。

また、上記に加えて、グレードアップ完了後の公園の利用主体となるリニモテラスに関する団体（イオンモール長久手、リニモテラス運営協議会、一般社団法人長久手市観光交流協会、長久手中央土地区画整理組合など）と連携し、設計を進めていくこと。また、設計プランの検討にあたっては、学識経験者や本業務に関係が強い有識者などの人材を活用し、その意見を十分に反映すること。

なお、本設計業務の著作権使用は、一切委託者に帰属するものとする。